

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成二十九年九月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島中央農業協同組合			登録検査機関の名称	変更のあった農産物検査員
追加			変更内容	
中廣 翔太	脇舛 剛吏	江角 南斗	氏名	農産物検査を行う農産物の種類
東広島市西条町寺家七二七四番三号	東広島市黒瀬町乃美尾一九番二号	東広島市西条町御園宇三二八番三号	住所	
もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	農産物検査を行う農産物の種類	変更年月日
平成二九年七月三十一日				